

第 15 回 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の概要

1 日時	平成 18 年 1 月 16 日 (水) 19:00~21:30
2 場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 A 会議室
3 出席委員	折原代表、山口副代、岩本委員、荒井委員、水沼委員、亀山委員、片岡委員、新谷委員
4 傍聴人数	2 名
5 市出席者	市企画調整課課長補佐、担当者、コンサルタント
6 議 題	1) 海水浴場関係者との協議について 2) 緑・自然環境保全の方針 (案) について 3) 安全・安心まちづくりの方針 (案) について 4) その他
7 会議の概要	<p>1. 海水浴場関係者との協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 11 月 13 日 (月)、海水浴場組合、産業振興課、海浜課、企画調整課により海水浴場 (海の家等) についての意見交換を行った。 ○ これまでの方針を説明するとともに、海岸については、海浜自然公園として自然を残す人工的に手を加えない公園として整備をする方向で案が検討されている旨を説明した。 <p>(議論のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①海水浴場についても自然の浜に戻す前提の中で海水浴場のあり方 ②車を 134 号南側に入れない方針に基づく海水浴場の駐車場のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当初、海岸に駐車場が無ければ海の家は経営できないとの意見が多かったが、意見交換を重ねるうちに海水浴場の裏に駐車場が無くても良いという意見に変わってきた。 ○ 駐車場に使っている土が茅ヶ崎海岸を汚している原因の一つであることは認識している。 ○ 浸食により砂浜が狭くなっているが、駐車場があるため海の家を後退することができない。 ○ 利用者の中には昔ながらの海の家を望んでいる人がいる。 ○ 海を共同化については、一部反対意見もあるが共同化によるメリットも認識している。 ○ サイクリング道路と併設されている区画道路は意味が無いという意見があった。 ○ 海水浴場組合も今のままでは限界があり、新たな方向を模索している。 <p>(確認事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後、市と協同組合において新たな海水浴場のあり方について研究していく場を設けることで合意した。(予定としては、12 月と来年 1 月) <p>(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイクリング道路北側の駐車場を GP でどう扱うかが問題。 ⇒当該部分は、県が海岸共同開発 (法人) に土地を貸している。県径由で事情を確認する。 ⇒今後、海岸共同開発と協議をする必要がある。 ○ 県営駐車場部分を使って海の家をもってくる方法もある。 ⇒車が無い方が海の家は儲かるのではないか。 ⇒海岸に進入する車が泥を運び、海岸を汚している。

2. 緑・自然環境保全の方針(案)について

- 高橋委員、荒井委員から出された意見への対応説明。
⇒水質に関する問題。相模湾での広域的な課題。
⇒川の問題もある。(不法投棄等の問題も含め)
⇒水質については、現在の下水道システム(合流式)に問題がある。
⇒現在の取り組みとして、134号に貯水槽を設置し、溜まった汚泥は浚渫する。
⇒生活廃水をどうするかについては決定打が無い状況。
- 海浜植物も重要だが、前浜や後浜、植物が無くても生態系は大切。昆虫等が生息している。
- 茅ヶ崎海岸に連続する6kmの緑は重要。森としてのPR。
- 貴重種の公表については、乱獲等の問題を考えると公表は控えるべきでは。

3. 安全・安心まちづくりの方針(案)について

(取りまとめの視点)

- ①「防災」「防犯」「バリアフリー」の視点で整理。
 - ②バリアフリー化した自然海浜公園づくりを進める。
 - ③国道134号南側のあり方。防災上の観点から新たな居住者を増やさない。
 - ④未占有地についてはパブリック化を進めていく。払い下げが行われる土地については転売抑制するシステムを考えていく。
- 払い下げの土地を市が借りることはどうか。
⇒未占有地を借り上げることはあり得るが占有部分についてはあり得ない。
 - 正しい状況で使用されていないから正せと国は言っている。イコール払い下げと言うことではない。払い下げをしようと言っているのは茅ヶ崎市。
⇒昭和61年大蔵省理財局長通知。これに基づき行政財産から普通財産にする。
 - 第一種住居地域に指定したことが間違いでは。
⇒用途地域は、市と協議して県が指定した。市としても当時の土地利用を勘案して用途地域とした。
 - 払い下げの問題については市の内部でも議論しており、未占有地部分についての市の関わり方は方向性が出ている。現在、転売の部分についての市の関わり方を内部で検討している。
 - 転売抑制の話が出ているが占有者の中には話が違うぞと言っている人もいる。
⇒転売抑制により、不利益を蒙る人に対して手立てが必要。
⇒占有者の意向(本音)を踏まえ、個々に対応していく必要もある。

(確認事項)

- A地区の払い下げの問題については市内部に持ち帰り市として何処まで何ができるのか早急に議論する。

4. その他

- T&Gへの対応。GPの考えに対するT&Gの回答はあったのか。
⇒建物の色の問題と植栽を変えたことと外壁をオープン化したことを聞いている。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 建築確認が出たときでは遅い。○ 景観地区の指定をすれば色々条件がつけられるのでは。○ 市民も安心してしまっている部分もある。漁港の払い下げについても全体にどういう影響を与えるのか市民がもっと関心を持っていけるようなものがあれば、市の中でも交渉ごとをうまく進める後押しにあると思う。○ 具体的な方策としては景観基本計画の中で縛りをかける。来年度以降決める。○ 各方針については課題はあるが一応出されたので次回はその次のステップをにらんだ方策（事業方策スケジュール）を議論する。
⇒G Pを早く作成して、次の基準などに入りたい。○ 大方針を分かりやすくまとめて欲しい。（土地利用・環境・景観等）
⇒整理し、次回提示する。 |
|--|---|

以 上